

地域力創造グループの施策等について④

令和3年1月22日
自治行政局国際室

「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

旧プラン (2006年)

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住

教育

労働環境

医療・保健・福祉

防災

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保

適正な労働環境の確保

災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供

子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援

感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

> 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

> 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

(2) 生活サービス環境の改善等

> 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進

> 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

> 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成

> 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

(4) 外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

(5) 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成

- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

(6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

(7) 社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

(5) 不法滞在者等への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

出入国在留管理庁作成資料

【生活維持に係る支援】

子育て世帯への臨時特別給付金

- 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対する支援。児童1人につき1万円を支給
- 対象者：児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む。）（中長期在留者等の外国人を含む。）

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援。児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に対し、1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円を支給。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯に対し、追加で5万円を支給。
- 対象者：【児童扶養手当受給世帯等への給付】
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】
 - 上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者（中長期在留者等の外国人を含む。）

高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

個人向け緊急小口資金等の特例貸付

- 【緊急小口資金】
 - 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
 - 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）
- 【総合支援資金】
 - 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）
 - 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

生活保護

- 現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施
- 対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

【事業継続に係る支援】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

国税・地方税徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を措置
 - ・令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・地方税について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1／2とする税制措置
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【就労に係る支援】

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
- 休業前賃金の80%（月額上限33万円、休業実績に応じて支給）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に仕事ができなかった日について、1日当たり4,100円（定額）支給（※令和2年4月1日以降の日については7,500円（定額）支給）
- 対象：次の①又は②の子供の世話を行うことが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子供
 - ②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

雇用保険の求職者給付

- 失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- 対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等

【在留関係諸申請に係る取扱い】

審査結果受領期間等の延長

- 【審査結果受領期間の延長】
 - 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の審査結果の受領（在留カードの交付等）期間を通常在留期限の2か月から更に3か月間延長
 - 対象者：在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている中長期在留者
- 【在留資格認定証明書の有効期間の延長】
 - 在留資格認定証明書の有効期間について、2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたものは、①入国制限措置が解除された日から6か月又は②2021年4月30日までのいずれか早い日までに延長
 - 【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】
 - 入国制限措置が解除された後、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

帰国困難者等への対応

【更新】

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

【雇用維持・事業継続に係る支援】

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100％）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

- 小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、支払った賞金額の10/10を助成
 - ※助成金の日額上限は8,330円（令和2年4月1日以降に取得した休暇は日額上限を15,000円に引上げ）
- 対象：次の①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子供
 - ②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成

労働者1人当たり	取得した休暇日数が合計5日以上10日未満	20万円
	取得した休暇日数が合計10日以上	35万円

 - ※1 中小企業事業主当たり5人まで支給
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主
 - ※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要
 - ※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、5日以上取得させた事業主に対して助成
- 対象：事業主（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に、有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、社内に周知し、当該休暇を5日以上取得させた場合）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

【資金繰りに係る支援】

中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローンを通じて危機対応業務等を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

実質無利子・無担保融資

【政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

出入国在留管理庁作成資料

【民間金融機関による実質無利子・無担保・保証料減免融資】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等のうち、都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した事業者に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を実施。融資額4,000万円を上限に、保証料を全期間1／2又はゼロ、金利を当初3年間ゼロとする。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

資本性資金供給

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【税制措置、支払猶予等】

国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収・納付猶予できる特例を措置
 - ・令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・地方税・厚生年金保険料等について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税（付）することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方などについて、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能
- 対象者：次の①～③のいずれかに該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）
 - ①令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
 - （※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
 - ②令和2年8月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
 - （※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
 - ③令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例
 - （※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
 - ・令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1／2とする税制措置
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（外国人を雇用する企業を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和元年12月20日改訂(関係閣僚会議決定))が改訂され、それらも踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要がある。
- このため、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分> ※①、②は令和元年度から措置、③、④は令和2年度から新たに措置

措置項目	地財措置
① 行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費: 相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器(タブレット端末等)の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
② 先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費: 多文化共生アドバイザーの活用経費(旅費等)、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③ 地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費: 相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④ 災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費: 災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置

<国庫補助事業分> ※令和元年度から措置

措置項目	地財措置
⑤ 一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金(法務省所管)を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】外国人受入環境整備交付金の措置概要(R2当初予算案:12億円) 対象団体: 全地方公共団体 対象経費: 一元的相談窓口体制の整備・運営に要する経費 交付額: 整備費 必要経費の10/10(限度額は外国人住民数に応じて設定) 運営費 必要経費の1/2(同上)	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置

(参考) 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費を措置(県分・市町村分)

「定住外国人子弟に対する就学支援策」の特別交付税措置の拡充について

- 令和元年度に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により、約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が判明。

※「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)について」(令和2年3月27日 文部科学省報道発表)

- このような状況を踏まえ、文部科学省においては「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している

※「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日文部科学省)

- ①就学状況の把握
- ②就学案内等の徹底 等

- このため、令和3年度から下記のとおり特別交付税措置を拡充。

「定住外国人子弟就学支援」(県分・市分) 措置率:1-財政力指数/2(0.5以上0.8以下)

現状の対象経費	新たに拡充する対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語指導、学習指導、健康診断 ○ 授業料軽減のための助成 ○ 相談窓口、ホームページの開設 ○ 各種支援に向けた事前調査 	<ul style="list-style-type: none"> 【就学状況の把握】 <ul style="list-style-type: none"> ・就学状況の調査 ・就学後の通学等の状況調査 【就学促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査 ・就学ガイダンスの実施、就学パンフレットの作成・配布 等

※なお、新たに、日本語教育が必要な日本国籍の者も当該特別交付税措置の対象に含むこととした

地域の国際化推進における国際的な人の往来に伴う新型コロナウイルス感染症対策 に要する経費への特別交付税措置の新設について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月以降、政府は入管法に基づき外国人の入国を原則拒否していたが、10月以降、段階的に、感染状況等を踏まえながら感染拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来を再開している（現在、全ての国・地域からの新規入国について一時停止中）。
- 地域の国際化推進に係る公益性にかんがみ、地方公共団体等の業務に従事するために入国しようとする外国人については、入国後14日間の待機及び公共交通機関の不利用、新型コロナウイルス検査等の防疫措置を確保すること等が入国の条件とされている。
- このため、外国人の受入れを伴う事業について、追加的な財政負担が生じることから、海外から入国する一定の外国人に係る経費について、令和2年度から下記のとおり特別交付税措置を新設（県分・市分）。

<概要>

対象事業	<p>県分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の交付税の項目「JETプログラム(自治体間交流協定に基づきJETプログラムに類する業務を行う外国籍の職員の任用を含む)」、「JETプログラム(私学助成)」における外国人の受入 ・国際協力のための海外からの研修生の受入※対象は下記「海外研修生受入」(市分)に相当する者 <p>市分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の交付税の項目「海外研修生受入」「JETプログラム(自治体間交流協定に基づきJETプログラムに類する業務を行う外国籍の職員の任用を含む)」における外国人の受入
措置される経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入国時に必要となる新型コロナウイルス感染症の検査費用及び健康診断料 ○ 入国後一定期間の隔離措置を行うための宿泊費及び食費 ○ 待機場所への移動、待機中の移動等に要する経費
措置率	0.8

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の**外国語活動や外国語科の授業**等で活躍(令和元年度:1,005自治体等が任用、30か国、5,234人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度より全面实施。高等学校は令和4年度より年次進行で実施。)を踏まえ、一層の活用

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- ・近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務分野においても従事するケースも出てきており、一層の活用(令和元年度:275自治体等が任用、42か国、514人)



外国人観光客に清酒を勧める
イギリス人CIR(兵庫県伊丹市)



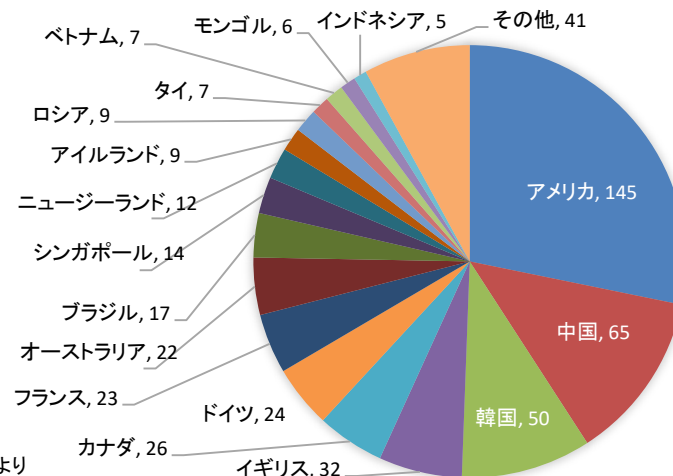
海外の旅行会社との商談会に臨む
カナダ人CIR(兵庫県豊岡市)



小学校での母語教室で子どもたちと触れ合う
ブラジル人CIR(滋賀県彦根市)

※各事例は「国際交流院(CIR)活用事例集2018」より

〈JET-CIRの国別参加状況(R円)〉



SEA(スポーツ国際交流員)について

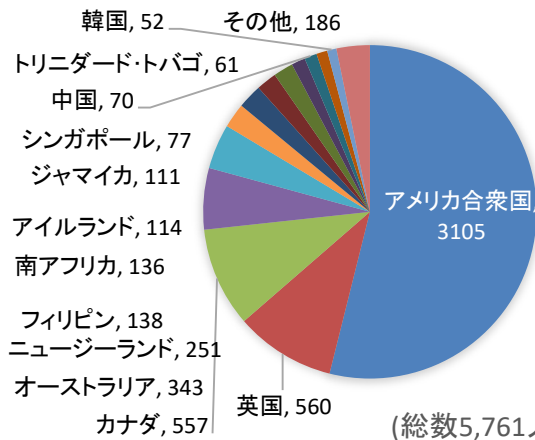
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツを通じた国際交流の機運が高まっていることから一層の活用(令和元年度:11自治体任用、9か国、13人)

J E Tプログラム (“The Japan Exchange and Teaching Programme”)

JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒令和2年で**設立34年**：累計で世界75か国から約70,661人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
 ⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和元年度の状況

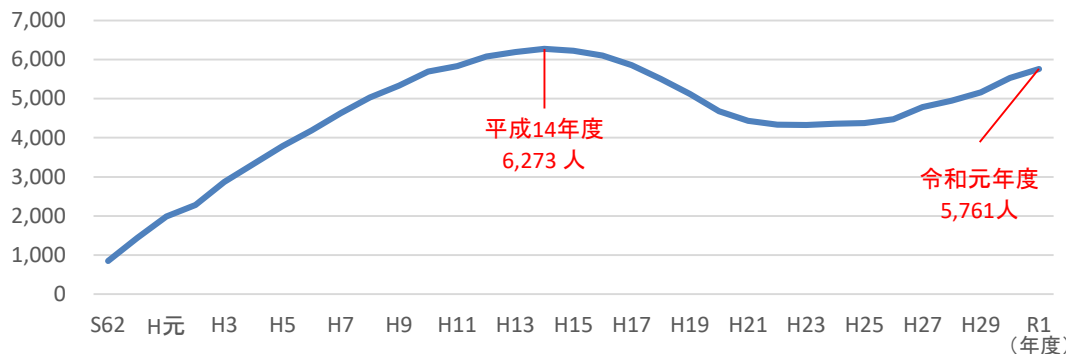
◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : **5,234人**
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : **514人**
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : **13人**
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

◆ 招致人数の推移



※令和元年度招致人数は、「令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(R1.7.1時点)

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和元年度)

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置**
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- **私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置**
 (算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置**
 (標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- **JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置**
 (算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

ロシアとの自治体間交流の促進事業

(1) 背景

- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理からプーチン大統領に提示した8項目の「協力プラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。
- 平成30年5月～令和元年6月、人的交流の拡大に向けた方策の一つとして、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」（「日露交流年」）を相互開催。
- 令和元年6月、日本国外務省及びロシア連邦経済発展省の間で、政治、経済、文化、科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流などの分野における日露の地域交流の一層の進化及び発展等を目指し、「日露地域・姉妹都市交流年」（令和2年（2020年）～令和3年（2021年））の開催に係る覚書を締結。
- 総務省としても、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等に向け、先進的な日露交流事業に係る地方自治体への委託事業を実施しており、「日露地域・姉妹都市交流年」における交流を後押し。

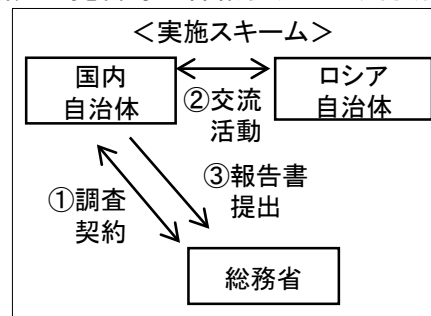
(2) 事業の概要

- 新規交流事業（新たな自治体間交流の開始に係る事業）
：上限5百万円
- 交流拡大事業（既存の交流自治体と新たな観点で交流する事業）
：上限3百万円

※新規か拡大かは、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

■ 対象経費

- a 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費（旅費、通訳費等）
- b 交流イベント等の開催に要する経費（会場・備品費、広報費等）
- c 通信運搬費、報告書作成費 等



参考

■ これまでの活用実績：

- 平成29年度：5事業（新規交流4事業、交流拡大1事業）
 - 平成30年度：7事業（新規交流5事業、交流拡大2事業）
 - 令和元年度：6事業（新規交流3事業、交流拡大3事業）
 - 令和2年度：10事業（新規交流5事業、交流拡大5事業）
- ※令和2年度は採択済み事業数

■ 日露間の姉妹都市交流の状況：47件

■ 8項目の「協力プラン」

- ①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大（地域間交流等）

中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業

(1) 背景

- 安倍総理による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
 - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置。(議長:世耕内閣官房副長官)※設置時(平成26年10月)
 - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省設置)において、地方公共団体と中南米日系社会との連携強化のための施策を含めた今後の具体的対応策等について提言。(平成29年5月)

(2) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、地方自治体に委託して実施

【対象事業】(一事業あたり上限5百万円)

地方自治体が実施する県人会等への若い世代の加入促進などの県人会等の活動の活性化・持続化を図る取組

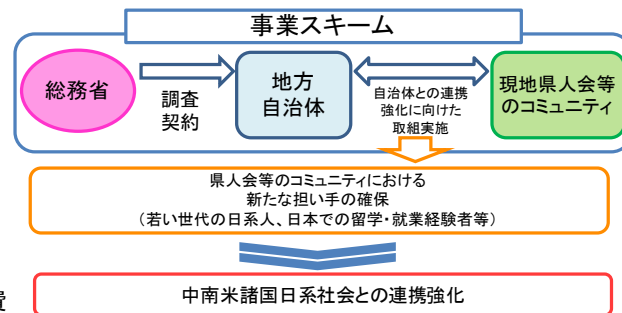
〔具体例:中南米諸国での県人会への加入促進に向けたPRイベントの実施
県人会の若手会員や現地の若い世代の日系人の招聘 等〕

【対象経費】

- ・会場費
- ・広報費
- ・車両借上料
- ・通訳料
- ・旅費(※) 等

※事業の実施に不可欠な
スタッフや参加者に係る旅費

【事業スキーム図】



参考

- これまでの活用実績:
 - 平成30年度:5事業
 - 令和元年度:5事業
 - 令和2年度:4事業(採択済み事業数)
- 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」における記述
 - 2019年に開始された日系四世の受入れ制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備
 - 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進